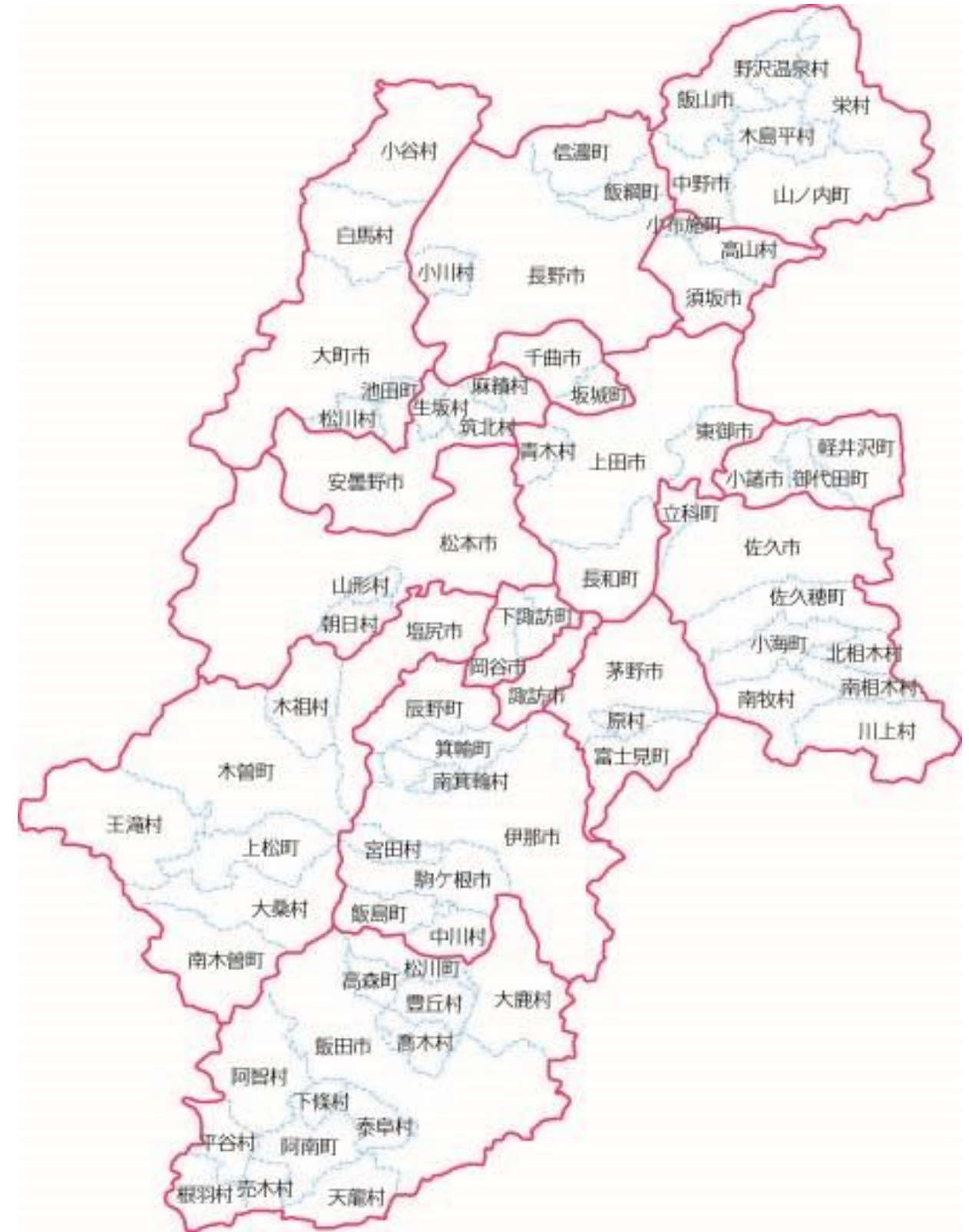


選挙区	中心市名	構成市町村	定数	格差
1	中野市	中野・飯山・栄・山ノ内・木島平・野沢温泉	2	1.47
2	須坂市	須坂・小布施・高山	2	1.15
3	長野市	長野・小川・信濃・飯綱	11	1.22
4	千曲市	千曲・坂城	2	1.26
5	小諸市	小諸・御代田・軽井沢	2	1.28
6	上田市	上田・東御・青木・長和	5	1.32
7	佐久市	佐久・小海・佐久穂・川上・南牧・南相木・北相木・立科	4	1.11
8	大町市	大町・池田・松川・白馬・小谷	2	1.00
9	安曇野市	安曇野・麻績・生坂・筑北	3	1.17
10	松本市	松本・朝日・山形	7	1.22
11	塩尻市	塩尻・上松・南木曾・木祖・木曾・王滝・大桑	3	1.07
12	岡谷市	岡谷・下諏訪	2	1.18
13	諏訪市	諏訪	1	1.68
14	茅野市	茅野・富士見・原	2	1.31
15	伊那市	伊那・駒ヶ根・辰野・箕輪・南箕輪・宮田・飯島・中川	5	1.23
16	飯田市	飯田・松川・高森・大鹿・喬木・豊丘・阿智・泰阜・阿南・下條・根羽・売木・平谷・天龍	4	1.36



## 改正された公職選挙法の概要

- 一、都道府県の議員の選挙区は
  - ①一の市の区域
  - ②一の市の区域と隣接する町村と合わせた区域
  - ③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めること。(第十五条第1項関係)
- 二、一の選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口(都道府県の人口を都道府県の議会の議員の定数で除して得た数)の半数以上になるようにしなければならぬこと。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとすること。(第十五条第2項関係)
- 三、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができること。(第十五条第3項関係)
- 四、一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができること。(第十五条第4項関係)

## 研究委員会及び特別委員会の合意事項

- 一、総定数 一減の57議席とする。
- 二、一票の格差 格差が拡大していることに鑑み、可能な限り格差の縮小に努めていくべきである。おおむね二倍程度を目指す。
- 三、選挙区 「一票の格差」を検討していく中で、「飛び地」や一人区の解消もできる場合も考えられることから、地域の声や将来人口の状況も勘案し、有権者の意見の反映という観点から選挙区の設定について考えていくべきである。

## 日本共産党県議団の提案の趣旨

- 一、一票の格差を解消するには全県一選挙区になれば格差を完全に解消できますが、公選法と住民感情から無理であり、現行法による可能な範囲で限りなく格差の解消が必要です。
- 二、一人区の問題点は、投票者の意思が著しく損なわれることです。先の選挙では諏訪市の選挙の投票者の六割が死票に、他の一人区でも四割近くが死票になりました。一方、長野市区や松本市区では死票は一割程度と圧倒的に議席に反映されています。三、現在11の一人区があり、先の選挙では七選挙区が無投票、過去三回連続無投票の選挙区が三選挙区あります。選挙民の選択肢が極めて制限され、その上一票の格差の原因ともなっており早急に解消が望まれます。
- 四、今回の公選法改正は市と町村となり郡区が廃止され、新たな飛び地の設定ができ

ないこととされました。法改正の趣旨から飛び地の選挙区の解消が可能となりました。

## 日本共産党県議団の提案

日本共産党県議団は公職選挙法の改正の趣旨を尊重し、別紙のような改正案を特別委員会に提案させていただきました。各党派からも「理想の案」との評価も頂きました。しかし現実には様々な異論があります。本来なら選挙の当事者である議員でない第三者による検討が望ましいのですが、公職選挙法で議会が条例で定めるとあり、でき得る限り皆様のご意見を伺いたいと思えます。

## 日本共産党県議団の改正案で次のような改正が実現

一票の格差を<sup>1.68</sup>倍に縮小できます。

一人区は公選法上合区する町村がない諏訪市が残ります。

飛び地は公職選挙法の改正趣旨を生かし解消できます。